

公職選挙法等の一部を改正する法律案要綱

第一 公職選挙法の一部改正

参議院（選挙区選出）議員の選挙区の定数の是正

参議院（選挙区選出）議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めるものとする。

〔公職選挙法別表第二関係〕

選挙区	議員数
北海道	四人（現行八人）
宮城県	四人（現行二人）
埼玉県	六人（現行四人）
神奈川県	六人（現行四人）
岐阜県	四人（現行二人）
兵庫県	四人（現行六人）
福岡県	四人（現行六人）

第二 公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の一部改正

一 参議院（比例代表選出）議員の選挙における参議院名簿の届出要件

直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上（現行百分の四以上）である政党その他の政治団体は、参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿を届け出ることができるものとする。〔公職選挙法第八十六条の三関係〕

二 参議院（比例代表選出）議員の選挙における新聞広告

参議院名簿届出政党等は、当該参議院名簿届出政党等の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の一以上である場合に限り、無料で新聞広告をすることができるものとする。〔公職選挙法第一百四十九条関係〕

第三 その他

一 この法律は、公布の日から施行すること。

〔附則第一項関係〕

- 二 第一による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとする。〔附則第二項関係〕
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。